

○国立大学法人浜松医科大学内部統制システムの整備及び運用に関する規則

(令和元年 9 月 30 日規則第 10 号)

改正 令和 3 年 10 月 25 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人浜松医科大学業務方法書第 3 条に基づき、国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）における内部統制システムの整備の推進のための体制及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内部統制システム 役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）又は他の法令（以下「法令等」という。）に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。

(2) 各部署 各講座、附属図書館、医学部附属病院、浜松医科大学学則（平成 16 年規則第 25 号）第 11 条各号に規定する学内施設、事務局及び技術部をいう。

(内部統制委員会)

第 3 条 本法人に、内部統制委員会を置き、本法人の役員会をもって充てる。

2 内部統制委員会は、本法人の内部統制システムを整備し、継続的に見直しを行う。

3 内部統制委員会は、第 5 条第 1 項に規定する内部統制担当役員から、内部統制システムの運用状況について定期的に報告を受け、必要な改善策を審議する。

(内部統制最高管理責任者)

第 4 条 本法人に内部統制最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 内部統制最高管理責任者は、本法人の内部統制システムの整備及び運用に関し、次条第 1 項に規定する内部統制担当役員を指揮監督し、その最終責任を負う。

(内部統制担当役員)

第 5 条 本法人に内部統制担当役員を置き、理事（企画・評価担当）をもって充てる。

2 内部統制担当役員は、内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

3 内部統制担当役員は、内部統制上の重大な問題を発見し、又は報告を受けたときは、速やかに適切な対処を行うとともに、内部統制最高管理責任者に報告し、併せて再発防止措置を講ずるものとする。

4 内部統制担当役員は、必要に応じて、職員との面談を実施し、内部統制システムの実施状況の確認に努めるものとする。

(推進部門及び推進責任者)

第6条 本法人に、内部統制システム推進部門（以下「推進部門」という。）を置き、各部署をもって充てる。

2 各推進部門に内部統制システム推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、各部署の長をもって充てる。

3 各推進責任者は、当該推進部門が分掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進するとともに、その整備及び運用状況について、内部統制担当役員に定期的に報告を行うものとする。

4 各推進責任者は、当該推進部門の内部統制システムの整備及び運用状況を把握し、必要に応じて、適時に見直しを行うものとする。

5 各推進責任者は、内部統制上の重大な問題を発見し、又は報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、所管する内部統制担当役員に報告するものとする。
(職員の責務)

第7条 職員は、法令等、学内規則等を遵守し、自己点検、相互牽制、承認手続等の適切な内部統制活動を行うものとする。

2 職員は、内部統制上の重大な問題が発生したときは、速やかに推進責任者に報告しなければならない。

(モニタリング)

第8条 本法人における内部統制システムの有効性を監視するため、次に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 日常的モニタリングは、内部統制担当役員及び関係委員会による業務の自己点検並びに推進責任者による当該推進部門における業務の承認手続等の点検により行う。

3 関係委員会による業務の自己点検の実施については、関係する法令、主務大臣が決定した指針、学内規則等によるものとする。

4 関係委員会は、業務の自己点検を実施した結果について、内部統制担当役員に定期的に報告するものとする。

5 独立的評価は、監査室による内部監査並びに監事及び会計監査人による監査により行う。

6 内部監査及び監事監査の実施については、国立大学法人浜松医科大学内部監査規程（平成16年規程第50号）及び国立大学法人浜松医科大学監事監査規則（平成16年規則第7号）による。

(庶務)

第9条 内部統制システムに関する庶務は、業務を所掌する事務局各課において処理する。

2 企画評価課は、前項の事務局各課の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整を行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、内部統制委員会に諮って、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年9月30日から施行する。

附 則(令和3年10月25日規則第10号)

この規則は、令和3年10月25日から施行する。